

北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針（概要）

前文

昭和58年の北特法制定に伴い、政府は同法に基づく基本方針を策定し、関係施策を実施。今般、北特法の改正（基本方針に定める事項として交流等事業の追加等）を踏まえ、

- ・ 以下の基本方針を策定
- ・ 今後、必要に応じて、同方針を見直し

第一 北方領土問題等についての国民世論の啓発に関する事項

〈基本的方向〉

- ・ 領土返還を求める一致した世論は、外交交渉を後押しする最大の力
- ・ 元居住者の高齢化等が進む中、領土返還に向けた強い意志が世代を超えて共有される必要あり
- ・ 情報化の進展に対応した啓発等の拡充、領土返還要求運動の強化、次世代に対する取組等を推進

〈推進方法〉

- ・ 学校教育、社会教育における取組の充実
- ・ インターネット等を有効に活用した多様な取組の推進等

第二 交流等事業に関する事項

〈基本的方向〉

- ・ 四島交流は四島住民との相互理解の増進に寄与。また、北方墓参・自由訪問は人道的観点から重要。今後ともこれら事業の積極的推進に努力
- ・ 後継船舶の確保・運用等により交流等事業を安定的かつ安全に実施

〈推進方法〉

● 四島交流事業

- ・ 元居住者、運動関係者及び学術・文化等の専門家など多様な主体の参加促進、相互理解を図る上での効果的な交流の推進

● 北方墓参事業、自由訪問事業

- ・ 訪問の実現していない者の参加促進
- ・ 訪問場所や日数、参加人数等を勘案しつつ、積極的・効率的な実施

第三 北方地域元居住者に対する援護等に関する事項

〈基本的方向〉

- ・ 元居住者の置かれている特殊な事情・地位にかんがみ、生活の安定及び福祉の増進
- ・ 元居住者の高齢化を踏まえ、後継者の育成に関する施策を推進

〈推進方法〉

- ・ 旧漁業権者法に基づく融資事業の効果的な実施
- ・ 後継者の育成に資する研修等事業の推進

第四 北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する事項

〈基本的方向〉

- ・ 北方領土隣接地域の置かれている特殊な事情に鑑み、「北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画」を策定し、関係施策を総合的に推進
- ※ 現行計画(第6期)は平成20年度から24年度までを期間として策定されており、本計画を改定後の基本方針に基づき策定された計画とみなす。

〈振興計画〉

- ・ 推進計画の期間（5年）、同計画に盛り込む施策の基本方向等について記載